旧警戒区域(居住制限区域)にあった申立人宅の家財とともに、旧警戒区域(帰還困難区域)にあった申立人の亡母(原発事故の数年前に死亡)宅の家財についても賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

財物損害

- ① 自宅(所在等:省略)所在の家財 金245万円
- ② 実家(所在等:省略)所在の家財 金325万円
- ③ ②の実家所在の高額家財 金20万円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の各損害項目についての和解金として、合計金590万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人 は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成25年7月31日

(仲介委員 犀川 治)